

国民年金のお知らせ

国民年金の手続きは忘れずに！

国民年金制度では、国内に居住する20歳以上60歳未満までのすべてのかたに加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれており、届け出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。

種別変更の届け出を忘れると、年金が受け取れないこともあります。手続きはその都度忘れずに行いましょう。

■相談・問い合わせ 米沢年金事務所(☎0238-22-4220) または町民課戸籍年金係(☎85-6129)

○国民年金の加入種別

第1号被保険者	農業など自営業のかたやその配偶者、20歳以上の学生のかたなどが対象となります。加入や種別変更の手続きは、町民課戸籍年金係で行ってください。
第2号被保険者	会社や官公庁にお勤めのかたなど、厚生年金や共済組合に加入しているかたが対象となります。加入手続きは、勤務先で行います。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者のかたが対象となります。届け出は配偶者の勤務先を通じて行います。

※第1号被保険者から変わったときは、町民課戸籍年金係への届出が必要です。

○種別変更となるケース(例)

第1号被保険者となるケース	第2号被保険者が退職されると第1号被保険者(第3号被保険者になる場合を除く。)となります。 また、そのかたに扶養されていた第3号被保険者がいる場合、そのかたも第1号被保険者になります。
第2号被保険者となるケース	第1号被保険者または第3号被保険者が、会社などに就職して厚生年金などに加入すると第2号被保険者になります。
第3号被保険者となるケース	第2号被保険者のかたが会社を退職した後、厚生年金などに加入している配偶者の被扶養者になる場合は、第3号被保険者になります。配偶者の勤務先の認定により、第1号被保険者から第3号被保険者になる場合もあります。

日本年金機構 米沢年金事務所 平成24年度「移動年金相談日」



- ▼受付時間 午前9時30分～昼12時30分
 - ▼開始時間 午前10時～
 - ▼会場 中央公民館1階 文化実習室
- ※都合により館内別室に変更となる場合がありますので、ロビー案内板でご確認ください。

▼開催日

4月25日(水)	8月29日(水)	12月19日(水)
5月30日(水)	9月26日(水)	1月30日(水)
6月27日(水)	10月24日(水)	2月27日(水)
7月25日(水)	11月28日(水)	3月27日(水)

■相談・問い合わせ 米沢年金事務所(☎0238-22-4220)